

業務委託規約

本「業務委託規約」（以下「本規約」という）は、アート・フィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」という）所定の申込書（電磁的方法による場合も含む。以下同じ。）に必要事項を全て記入した個人又は法人等の団体（以下「施設運営者」という）と当社とが、業務委託契約（以下「本契約」という）の成立及び内容等について定めることを目的とする。

<本契約の成立>

1. 施設運営者によって必要事項が全て記入された本申込書等が、施設運営者から当社に対して提出され、当社が異議を述べずにこれを受領し、当社所定の審査を経て当社が申込内容を承認した場合、本契約は、施設運営者と当社との間に、当該受領した日に本規約を契約内容として成立する。
2. 当社が提出を受けた本申込書等の記載内容（特記事項を含む）が本規約の内容と矛盾抵触する場合には、別段の定めがある場合を除き本規約の内容が優先する。
3. 施設運営者は、第1項の本申込書等を当社に提出する際に又は当該提出後速やかに、当社による審査に必要な施設運営者又は施設運営者の事業に関連する事項として当社が指定する事項に関する情報、資料等を当社が指定する方法によって当社に提供するものとする。なお、施設運営者が当社に提出した情報、資料等は、いかなる理由があっても返却されないものとしします。

第1条（総則）

当社及び施設運営者は、本件業務の委託に関し、この契約書に定めるものを履行しなければならない。

第2条（権利義務の譲渡等）

施設運営者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第3条（秘密の保持）

施設運営者は、本契約の履行に際して知り得た一切の事項を秘密とし、これを第三者に開示又は漏らしてはならない。

第4条（業務管理責任者）

施設運営者は、本件業務を履行する現場従業員を指揮監督する業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という）を定め、書面によりその氏名を当社に通知しなければならない。また、業務管理責任者を変更したときも同様とする。

第5条（本件業務の調査等）

当社は、必要があるときは、施設運営者に対して本件業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

第6条（業務内容の変更等）

当社は、必要があるときは、本件業務の内容を変更し、又は本件業務の全部又は一部を一時中止することができる。

第7条（臨機の措置）

施設運営者は、災害防止等のために特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、施設運営者は、そのとった措置について、遅滞なく当社に報告しなければならない。

第8条（業務委託料の支払）

当社と入居者が別途締結する保証委託契約が契約又は更新された場合、当社は、施設運営者に対し、申込書記載の業務委託料を、入居者から保証委託料を受領した日の属する月の翌月末日限り、施設運営者の指定口座に振り込む方法により支払うものとする。その振込手数料は施設運営者の負担とする。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、申込書記載の契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、当社又は施設運営者から何らの意思表示がない場合は、更に1年間同一条件でこれを延長するものとし、以後も同様とする。

第10条（合意管轄）

本契約に関して当社と施設運営者間に生じた争いについては、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議解決）

この契約書に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

第12条（本規約の改定）

当社は、本規約を変更する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法によりお客さまに通知するものとします。変更後の規約は、当社が定めた日又は当社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとします。